

## 1. 事業説明資料（事前提出）

## 金沢市国民健康保険納付組合について

### (1) 概要

国民健康保険の健全な運営に資するため、おおむね町内会を単位とした保険区の保険料納付義務者で組織された国民健康保険納付組合に対し、国民健康保険料の件数、金額及び納入期日に応じ奨励金を交付する。

各納付組合に1名の保健委員を置くことが定められており、市長が委嘱する。任務は納入通知書の配布、その他国民健康保険事業についての一般的指導である。

### (2) 内容

組合員の保険料をとりまとめて、納入期限内に納入することにより、保険料収納額を確保し、収納率の維持・向上を図る。

### (3) 納付奨励金

奨励金の額は、その年度末までに組合が取り扱った保険料の納入通知書の件数及び保険料の納付額に応じ、予算の範囲内で、別に市長が定めるところによるものとする。

納付奨励金は上期と下期2回交付する。

上期は4月から9月までに納付した保険料に対して、交付率に応じて11月に交付し、下期は年度全体で納めた額に交付率をかけ、上期で支払った分を差し引いて翌年5月に交付する。

年度	交付率		
	件数割	保険料割	
	1件	納期内	その他
26	50円	1.57%	0.60%

※件数割の金額、保険料割の率に年度による変更無し

(4) 納付組合数の推移

年度	納付組合数	組合保険料収納額 A	保険料収納額全額 B	A/B
12	703組合	1,908,995,520円	9,958,683,345円	19.2%
13	661組合	1,688,076,836円	10,227,774,261円	16.5%
14	612組合	1,434,060,921円	10,265,626,737円	14.0%
15	575組合	1,316,708,106円	10,471,629,638円	12.6%
16	544組合	1,249,669,916円	10,990,787,421円	11.4%
17	511組合	1,080,782,387円	11,372,045,126円	9.5%
18	481組合	1,019,675,835円	11,973,681,919円	8.5%
19	447組合	944,686,771円	12,137,971,795円	7.8%
20	347組合	525,557,755円	9,295,184,451円	5.7%
21	278組合	417,413,189円	9,195,697,534円	4.5%
22	228組合	346,602,082円	8,782,331,005円	3.9%
23	188組合	306,760,824円	9,001,122,121円	3.4%
24	162組合	264,239,785円	9,313,653,453円	2.8%
25	137組合	213,896,496円	9,476,445,556円	2.3%
26	107組合	187,470,402円	9,746,899,220円	1.9%

※集計対象は現年度分のみ

(5) 納付組合の現況

平成20年4月より、「75歳以上被保険者の後期高齢者医療制度への移行」、同10月より「65歳以上被保険者の特別徴収の開始」等の開始により組合数が減少しているが、国保世帯が多い地区においては有効に機能しており、納期内納付率の向上に大きな役割を果たしている。

○金沢市国民健康保険料納付奨励規程

昭和 32 年 4 月 1 日  
告示第 18 号

第 1 条 本市国民健康保険の健全な運営に資するため、この規程によって設置する国民健康保険料納付組合(以下組合という。)に対し奨励金を交付する。

第 2 条 組合は、金沢市国民健康保険条例施行規則(昭和 34 年規則第 5 号)第 3 条に定める保険区の保険料納付義務者の全員で組織し、組合員の国民健康保険料(以下保険料という。)を取りまとめて納入期限内に納入することを目的とするものとする。

第 3 条 組合を結成したときは、その代表者は、組合規約及び役員名簿を添えた結成報告書を市長に提出しなければならない。

2 組合の代表者又は組合規約に異動のあったときは、市長に届け出なければならない。

第 4 条 奨励金の額は、その年度末までに組合が取り扱った保険料の納入通知書の件数及び保険料の納付額に応じ、予算の範囲内で、別に市長が定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

附 則(昭和 34 年 4 月 21 日告示第 17 号)

この告示は、昭和 34 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 50 年 6 月 11 日告示第 37 号)

この告示は、昭和 50 年度分の保険料から適用する。

附 則(昭和 52 年 4 月 1 日告示第 27 号)

この告示は、昭和 52 年度分の保険料から適用する。

○金沢市国民健康保険条例施行規則（抜粋）

昭和 34 年 4 月 1 日  
規則第 5 号

第 1 章 総則

第 1 条 及び 第 2 条 削除

（保険区及び保健委員）

第 3 条 国民健康保険事業の運営の適正を図るため金沢市国民健康保険区（以下「保険区」という。）を定め、各区に 1 名の保健委員を置く。

（保健委員の委嘱）

第 4 条 保健委員は、各保険区の市民のうちから国民健康保険事業に特に熱意を有する者又は学識経験を有する者について市長がこれを委嘱する。

（保健委員の任務）

第 5 条 保健委員は、その保険区内の各被保険者についてその一般に守るべき事項、療養給付の範囲、受診手続、保険料納入通知書等の配布、その他国民健康保険事業についての一般的指導、啓蒙及び援助をなすことをもって任務とする。

（保健委員の任期）

第 6 条 保健委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

## 2. 事業説明資料（追加提出）

## 平成27年度保険料納付組合 月別納付世帯数等一覧

## 町会納付

月	世帯数	調定額 (単位:円)	納付世帯数 (納期内)	納付世帯数 (納期後)	納付額 (単位:円)	納付率
4月	530	14,951,662	525	0	14,603,885	97.7%
5月	532	14,744,112	461	4	13,574,485	92.1%
6月	507	14,353,905	578	5	15,407,127	107.3%
7月	497	14,071,977	473	4	13,636,115	96.9%
8月	492	14,033,423	462	4	13,614,430	97.0%
9月	485	13,887,772	452	0	13,487,651	97.1%